

インターネット誹謗中傷対策関連3法案 概要

1 インターネット誹謗中傷による被害の救済に資するための弁護士等の報酬の補助に関する法律案

➤ 目的

インターネット誹謗中傷による被害に係る民事裁判手続の準備・追行に必要な費用に係る負担の軽減を図るため、特定電気通信役務提供者等が出えんする基金を活用して行う弁護士等に支払うべき報酬の補助について定める。

➡ インターネット誹謗中傷による被害の救済に資する。

➤ 弁護士等の報酬の補助

指定法人（総務大臣が指定する一般社団法人又は一般財団法人）は、インターネット誹謗中傷による被害に係る民事裁判手続において自己の権利を実現するための準備・追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者を援助するため、次の業務を行う。

- ① インターネット誹謗中傷による被害に係る民事裁判手続の準備・追行のため弁護士等に支払うべき報酬（法テラスに償還すべき立替金等を含む。）の一部を補助する業務
- ② ①の業務に附帯する業務

➤ 基金の設置

指定法人は、補助業務に関する基金を設ける。基金は、特定電気通信役務提供者等からの寄附金を主体とし、一部政府の補助金を充当。

2 プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律案

➤ 指定特定電気通信役務提供者による削除基準等の公表

指定特定電気通信役務提供者[※]は、削除基準、削除の申出先・申出方法等及び発信者情報開示の請求先・請求方法等を公表しなければならない。

※ 総務大臣が、審議会に諮問の上、大規模なSNS等を提供する特定電気通信役務提供者を指定

➤ 指定特定電気通信役務提供者による削除の実施状況等の公表

指定特定電気通信役務提供者は、毎年少なくとも一回、次の事項を公表しなければならない。

- | | |
|--|--------------------------|
| ① 指定特定電気通信役務 [※] の概要に関する事項
※ 指定に係る特定電気通信役務 | ⑤ 発信者情報開示の請求手続の円滑化に関する事項 |
| ② 削除基準に関する事項 | ⑥ 発信者情報開示の実施状況に関する事項 |
| ③ 削除の申出手続の円滑化に関する事項 | ⑦ ②～⑥についての自己評価に関する事項 |
| ④ 削除の実施状況に関する事項 | |

➤ 総務大臣による指針の策定

総務大臣は、審議会に諮問の上、指定特定電気通信役務提供者による削除の実施状況等の公表に関する指針を定め、これを公表する。

3 放送法の一部を改正する法律案

➤ 出演者からの相談に応ずるための体制の整備等

放送事業者は、放送番組の放送に関連して出演者に対し誹謗中傷等が行われる場合があることに鑑み、出演者からの相談に応ずるための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。